平成２４年（フ）第２号
山口県長門市仙崎4140番地12
債務者　前田　紀子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第８号
愛媛県大洲市米津乙32番地４　井上住宅１号
債務者　入江　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第４号
熊本市東本町16番39―1901号
債務者　関　　亮輔
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第９号
熊本市城南町隈庄930番地４
債務者　中山　利江
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２４号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1305番地５
債務者　橋口　義孝
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２５号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1305番地５
債務者　橋口　逸子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４６号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目11番５―203号　Ｎ＆Ｙアベニュー Ｅ、前住所熊本県合志市豊岡2000番地1762
債務者　甲斐　　君江
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第４７号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1288番地９
債務者　三宮　新一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第５７号
熊本市清水新地５丁目12番１―315号
債務者　後藤　武志
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第６６号
熊本市沼山津１丁目14番21号　コート遊悠館202
債務者　松岡　輝樹
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第６９号
熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉1277番地
債務者　水元　浩美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７００号
神奈川県平塚市豊田打間木603番地の２　小泉テラスハウス１号
債務者　大内　　武
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８３１号
神奈川県小田原市蓮正寺434番地　サンライズ古沢107
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８５１号
神奈川県厚木市上依知1310番地19　難波ハイツ203
債務者　三上トミ子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８５７号
神奈川県秦野市曲松２丁目４番７号　ニューハイツ小室101号
債務者　山本　里砂
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１８号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営螢田住宅７号棟222号室
債務者　三枝　鋭子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７０号
神奈川県足柄上郡大井町金子1012番地
債務者　大木　信弘
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８号
新潟市西区寺尾上５丁目９番18号
債務者　三原　優子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
新潟地方裁判所民事部